

千葉県報

定例
令和7年10月10日

主要目次

告示	一
石川県の一部の地域における県税の申告等の期限の指定	一
いか釣り漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間	二
なまこ漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間	二
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定	二
地方自治法に基づく公金事務の委託	二
選挙管理委員会告示	二
地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数	三
昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号の一部を改正する告示	三
公安委員会告示	四
警備員指導教育責任者講習の実施（二件）	四
公告	六
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出（二件）	七
土地改良区役員の退任及び就任	八
建設業法に基づく処分	八
人事委員会公告	八
令和七年度千葉県警察官採用試験（県内第三回）の実施	八
特定調達公告	一〇
入札公告	一〇
落札者等の公告	一二

告示

千葉県告示第五百十号
千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）第八条第一項の規定により、令和六年千葉県告示第三十二号（令和六年能登半島地震による被災者に対する県税の申告等の期限の延長）において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和六年一月一日から令和七年十月三十日までの間に到来するものについて、同月三十一日とする。

令和七年十月十日

都道府県名		地	
石川県		千葉県知事 熊谷 俊人	
輪島市	珠洲市	鳳珠郡穴水町	鳳珠郡能登町

千葉県告示第五百十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一條第二項の規定により、いか釣り漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和七年十月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容

- 漁業種類
いか釣り漁業
- 船舶の総トン数
五トン以上二十トン未満
- 推進機関の馬力数
定めなし
- 操業区域
千葉県海面
- 漁業時期
周年
- 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格

千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が千葉県の区域にある者	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 百四隻
神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県内の区域にある者	一隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

第 1 4 0 8 3 号			千 葉 県 報		令和 7 年 10 月 10 日（金曜日）	
令和七年十月十日から十一月十日まで						
千葉県告示第五百十二号						
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一條第二項の規定により、なまこ漁業につき、制限措置及び許可を申請すべき期間を次のとおり定めた。						
令和七年十月十日						
千葉県知事 熊 谷 俊 人						
一 制限措置の内容						
1 漁業種類						
なまこ漁業						
2 漁業時期						
周年						
3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数						
操 業 区 域		漁業を営む者の資格		許可をすべき漁業者の数		
市川市地先海面。ただし、共同漁業権共第一号（令和五年九月一日免許）及び短共第一号（令和七年九月一日免許）以外の第一種共同漁業権漁場を除く。		共同漁業権共第一号の組合員行使権及び共同漁業権短共第一号の組合員行使権を有する者		一人		
袖ヶ浦市及び木更津市地先海面。ただし、共同漁業権共第二号（令和五年九月一日免許）以外の第一種共同漁業権漁場を除く。		共同漁業権共第二号の組合員行使権者		二人		
袖ヶ浦市及び木更津市地先海面。ただし、共同漁業権共第三号（令和五年九月一日免許）以外の第一種共同漁業権漁場を除く。		共同漁業権共第三号の組合員行使権者		一人		
富津市地先海面。ただし、第一種共同漁業権漁場を除く。		共同漁業権共第八号（令和五年九月一日免許）の組合員行使権者		三人		
富津市地先海面。ただし、共同漁業権共第九号		共同漁業権共第九号		二人		

第九号（令和五年九月一日免許）以外の第一種共同漁業権漁場を除く。		の組合員行使権者	
いすみ市地先海面		共同漁業権共第五十号（令和五年九月一日免許）の組合員行使権者	
		七人	
二 許可を申請すべき期間			
令和七年十月十日から十一月十日まで			
千葉県告示第五百十三号			
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第三項の規定により、次の加入区について同条第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。			
なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和七年十月十四日から発生する。			
令和七年十月十日			
勝浦市加入区			
千葉県知事 熊 谷 俊 人			
千葉県告示第五百十四号			
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。			
令和七年十月十日			
千葉県知事 熊 谷 俊 人			
指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の住所又は事務者の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定をし
千葉県住宅供給公社	千葉市中央区栄町一番一六号	千葉県県営住宅の家賃及び駐車場使用料	令和七年四月一日
			委託をし
			令和七年四月一日

選挙管理委員会告示	
千葉県選挙管理委員会告示第四十三号	
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五十	